

石岡市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、石岡市における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、石岡市電子入札実施要綱（以下「要綱」という。）及び石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に定めるもののほか、電子入札を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札及びシステム 要綱第2条に定めるものをいう。
- (2) 公共工事入札情報サービスシステム 発注情報、入札結果をインターネット上に公開するとともに、入札参加者による発注図書類のダウンロードを可能にするシステムをいう。
- (3) 紙入札 要綱第8条に定めるものをいう。
- (4) ICカード 電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と石岡市の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。
- (5) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札候補の順位を決定するシステムをいう。
- (6) くじ番号 事務処理要綱に基づき最低制限価格を決定する任意の3桁の数字をいう。

(共通事項)

第3条 要綱第3条において、石岡市が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として電子入札システムにより入開札事務を行うものとする。

- (1) 電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他入札手続きに必要な事項の公表は、公共工事入札情報サービス（以下「PPI」という。）により行うものとする。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、石岡市の休日定める条例（平成17年石岡市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く9時から17時とする。
- (3) 電子入札案件の各受付期間は、次のとおり設定するものとする。

- ア 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌々日を標準とする。
- イ その他の期間における日時の設定にあたっては、別に定める。
- (4) 公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、落札方式、工事／業務区分、内訳書有無又は案件区分について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。
- (5) 案件の修正手順は次のとおりとする。
- ア 錯誤案件に対して競争参加申請が行われるのを防ぐため、締切日時を最小単位（1分）になるよう変更する。
- （修正例：受付開始時刻15：00 同締切時刻15：01）
- イ 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。
- （修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）
- ウ 新規の案件として改めて登録する。
- エ 既に競争参加申請書等の提出があった入札参加者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して競争参加申請書等を提出するように依頼する。
- (6) 電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存する電子ファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。
- ア 画像ファイル（TIFF形式）
- イ 上記に加え石岡市が特別に認めたファイル形式
- ウ 提出する電子ファイルは、ウィルスチェック済みのものとする。
- (7) 入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、市からウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。
- （入札書等の取扱い）

第4条 入札書は、システムにより入力するものとし、入札金額が入力されていないものは無効として、最低制限価格を決定する任意の3桁のくじ番号を記入し、くじ番号が入力されていないものは「000」として取扱うものとする。なお、積算内訳書等の提出を指定した案件については、積算内訳書等が提出されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

(積算内訳書等の提出方法)

第5条 積算内訳書等は、システムにより電子ファイルを添付して提出するものとするが、あらかじめ申し出た場合は、書留郵便等での提出を認めるものとする。積算内訳書には、指定する位置にランダム係数を決定する任意の3桁のくじ番号を記入すること。くじ番号が入力されていないものは「000」として取扱うものとする。なお、積算内訳書等の電子ファイル作成については、第3条第6号の規定に基づくものとする。

(入札書等提出時の留意点)

第6条 入札参加者は、次の各号に規定する事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- (1) 入札書の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- (2) 入札書受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知により確認すること。

(入札の辞退等)

第7条 入札参加者が入札を辞退する場合は、システムにより辞退届を提出するものとする。

(入札書等提出後の撤回等)

第8条 システムにより一旦提出された入札書及び積算内訳書等は、撤回又は訂正等（紙入札への移行を含む。）を認めないものとする。

(開札)

第9条 開札は、事前に設定した開札予定日時に、速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容をシステムに登録してから開札を行うものとする。また、電子入札における開札時に、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うものとする。

- 2 開札を延期する場合は、システム等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時を通知するものとする。
- 3 開札を中止する場合は、システム等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

(入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い)

第10条 システムを利用することができる入札参加者は、石岡市建設工事等入札参加資格者の有資格者名簿に登録を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から電子入札システムによる入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、代表構成員又は当該代表構成員から入札に関する権限の委任を受けた者のみがシステムを利用することができるものとする。

2 前項の規定に基づき、受任者により電子入札システムを利用する場合は、電子入札システムのＩＣカード利用部署情報に受任者を登録するものとする。

3 委任期間は次のとおりとする。

(1) 委任期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。

(2) 委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について速やかに、契約検査課に書面による届出を行うものとする。

4 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにＩＣカードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行う。

また、建設工事及び建設コンサルタント業務は、第５項から第７項により届出を行うものとする。なお、電子入札システムの利用については、審査終了後から可能となるものとする。

5 電子入札利用の届出に伴う提出書類は次のとおりとする。

(1) 電子入札利用届（様式第１号）

(2) 利用者情報

電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷したＩＣカード情報等を記載したもの

6 書類の提出方法

郵送、持参又は電子申請によるものとする。

7 書類の提出先

石岡市総務部契約検査課

8 電子入札システムに登録することができるＩＣカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、ＩＣカードの名義は、企業の代表者又は電子入札に係る権限を委任された者とし、一企業一名義のみとする。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、単体企業用としてシステムに登録した代表構成員のＩＣカードを使用するものとする。

9 入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

10 入札参加者は、現在使用しているＩＣカードの有効期間内に、入札参加者のパソコンから電子入札システムに新しいＩＣカードの登録を行うものとする。

なお、ＩＣカードの名義及び住所の変更を伴う場合は、第11項の規定によるものとする。

11 入札参加者は、ＩＣカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、第４項の規定に準じてＩＣカードの新規登録及び書面による変更登録の届出を行うものとする。なお、当該変更登録については、審査が終了するまでシステムの利用が不可となるため、原則として、次条の規定に基づき紙入札で対応するものとする。

12 入札参加者がＩＣカードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。また、落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合には、進捗状況を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

13 不正使用した場合の例示

(1) 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(紙入札での参加を認める基準)

第11条 入札参加者から紙入札方式参加届出書（様式第３号）が提出された場合には、入札参加者側にやむを得ない事由があると市長が認めた場合に限り、紙入札を認めるものとする。

2 やむを得ない事由の例示

(1) ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカード再取得の申請又は準備中の場合

(2) 企業名、企業住所、代表者の変更により、ＩＣカード再取得の申請又は準備中の場合

(3) 電子入札の導入準備中で、ＩＣカードの取得が間に合わなかった場合

3 前項の規定により、電子入札案件に紙入札で参加することを承諾した場合には、要綱の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

4 石岡市は、電子入札の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合は、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、要綱第6条第2項で定める期間内に、できるだけ速やかに、紙入札方式参加届出書及び入札書を石岡市に提出するものとする。

5 やむを得ない事由の例示

(1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合

(2) 企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合

(3) 入札参加者側のシステム障害の場合

6 前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者について、速やかに紙入札により電子入札案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

7 紙入札によるくじ番号は、入札参加者が入札書に3桁のくじ番号を記入し提出するものとする。ただし、くじ番号が入力されていないものは「000」として取扱うものとする。

（システム障害等の取扱い）

第12条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、前条の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。

2 石岡市側のシステム障害時

石岡市側のシステム等に障害が発生し、全ての入札参加者が利用不可となった場合は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行い、電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り換えるものとし、ホームページ等による公表を行うものとする。

附 則

この基準は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年12月16日から施行する。

様式第 1 号（第10条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

（届出者）

登録番号

住 所

企業名称

代表者名

電子入札利用届

石岡市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

（添付書類）

1 利用者情報（※1）

※1 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録する I C
カード情報が含まれる。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

石岡市市長 宛

（申請者）

登録番号

住 所

企業名称

代表者名

紙入札方式参加届出書

下記案件について、電子入札システムによる入札に参加できないため、紙入札による参加の届出書を提出します。

1 案件名称

工事（業務委託）件名

2 電子入札システムによる参加ができない理由